

## 農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けなかった場合は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については、農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは、農業委員会事務局にお問い合わせください。

### ■ 農地法第3条の主な許可基準

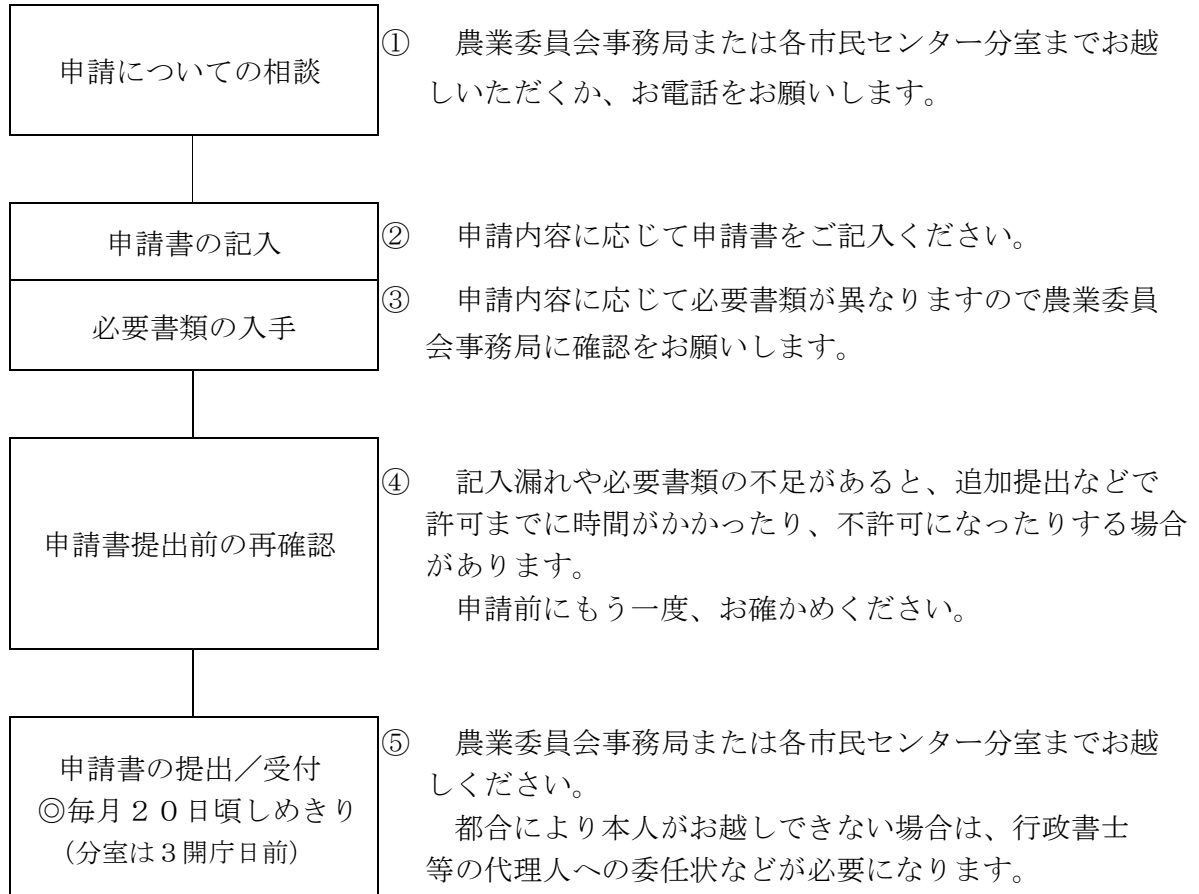
農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地、または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること〈全部効率利用要件〉。
- ② 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと〈農地所有適格法人要件〉。
  - ※ 農地所有適格法人とは、その法人の主な事業が農業とそれに関連するものであること、農業者が経営の中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。
  - ※ 農地所有適格法人以外の法人も、一定要件を満たせば農地を借りることができます。
- ③ 申請者、または世帯員などが農作業に常時従事すること〈農作業常時従事要件〉。
- ④ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと〈地域との調和要件〉。

## ■ 農地法第3条許可事務の流れ

農業委員会では、皆さまからのご相談に対し、その内容に応じて必要な手続きなどをご説明します。

### 申請者の流れ



### 農業委員会などの流れ

(申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は、4週間です。)

